

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

分担研究報告書

高齢者の就業と公的年金の状況

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究要旨

本研究では、今後の高齢期における年金受給のあり方を議論する上で基礎的なデータを提供するため、就業をしている高齢者個人の就業状況を明らかにした。あわせて繰下げ受給の利用可能性についての考察も行った。2017 年 8 月より受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたことで、新たに 64 万人が年金を受給することが可能となっている。現在は年金受給をしていない者は減少していると考えられるが、新たに受給資格を得た者の年金受給額は少額であると考えられる。

年金受給額が最低生活の保障をするものではないが、年金が高齢者の所得の多くを占めていることから年金水準がどのように推移していくのかについては人々の重大な関心事であるため、今後は年金水準についても議論の必要があると考える。

また、分析結果を踏まえると、繰下げ受給を現実的に選択可能な者は、実際の利用率に比して多く、制度の認知度の向上や年金受給に関する意識の変化があれば、現状より多くの者が繰下げ受給を選択するようになる可能性があり、こうした点は今後の年金機構等による制度の周知広報において留意されるべき点であろう。また、今後の制度改革において受給開始時期として選択可能になると想定される 70 歳以上の者の中にも、60 代後半と比べると大きく減少するものの、繰下受給を選択可能な者が 1 割程度存在し、年金の一部を繰下げることができる者も含めると一定の利用可能性はあることも窺えた。

A. 研究目的

公的年金と雇用制度は密接な関係を有し、高齢者就業の進展や高齢期の長期化を踏まえ、年金でもその状況に対応することが課題と

なっている。また、短時間労働者に対する適用拡大については、2019 年 9 月末までに被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲について、検討を加えることになっている。

高齢者就業においては、高齢の雇用者に占める短時間労働者の割合が現役世代に比べて、高いものと考えられ、適用拡大の影響は大きいと考えられる。

上記の背景を踏まえ、今後の高齢期における年金受給のあり方を議論する上で基礎的なデータを提供するため、就業をしている高齢者個人の就業状況を明らかにする。

あわせて繰下げ受給の利用可能性についての考察も行う。公的年金の受給開始時期については、受給開始時期を前倒して減額された年金を受け取る「繰上げ受給」、及び、後ろ倒して増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度により、実際には、個人が60歳から70歳の間で選択可能な制度となっている。

このうち繰下げ制度については、高齢期における就労の進展に伴って多様化する年金受給ニーズに対応する観点から、次期年金制度改革において、受給開始時期の上限年齢を70歳超に延長する等の制度の柔軟化が検討されている。一方、現行の70歳を上限とした繰下げ制度については、その利用率が概ね1%程度にとどまっているとされ、こうした状況も踏まえ、制度の周知広報が課題となっている。

そこで、現実的に繰下げ制度を利用可能な者がどの程度いるかを明らかにすること、及び、繰下げ制度を現実的に利用可能な者の特徴を示すことも本研究の目的とする。

B. 研究方法

高齢者の就業と公的年金の状況の分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の調査票情報を独自に集計した。就労状況の分析にあたっては、まず年金と就業の組合せの割合を集計した上で、主として65歳以上及び年齢階級別(5歳刻み、75歳以上は75歳以上)に、就業の有無、収入を伴う仕事をしている場合の就業形態、稼働所得、週の労働時間等について集計を行った。

また、各集計においては、就業をしている高齢者の状況を明らかにするため、必要に応じて、50代後半や70代後半の年齢階級についても同様の集計を行った。

繰下げ受給の利用可能性についての分析に必要な年金受給者の収入額及び支出額のデータについては、平成29年老齢年金受給者実態調査(調査時点2017年12月1日、有効回答数36,323件、有効回答率66.0%)の調査票情報を用いた。

C. 研究結果

就業の有無と年金受給の有無を60代前半から分析した。無職で年金を受給している者(就業なし・年金受給あり)は年齢が上がるほど高まる一方、働きながら年金を受給している者(就業あり・年金受給あり)の割合が60代後半で約4割に達し、70代前半でも約4人に1人が働きながら年金を受給していた。男女別では、60代後半以降は男性の方が、働きながら年金を受給している者の割合が約10~20%ポイン

ト高かった。

また、仕事がある高齢者の就業形態について、雇用者は年齢が上がるにつれて各年齢階級に占める割合が大きく減少するが、役員や自営業主は年齢が上がるにつれて大きく増加もしくは微増すること、雇用者の中でも正規の職員・従業員の割合は50代後半と60代前半を境に大きく減少し、代わりにパート、アルバイトが大きく増えることが分かった

仕事がある高齢者の稼働所得、週の就業時間についての集計結果からは、雇人ありの自営業主は、現役世代並みに稼働所得がある者や週の就業時間が40時間以上である者が一定数いること、正規の職員・従業員については60代前半と比べて60代後半の方が稼働所得が小さく、就業時間が短くなる傾向があること、正規の職員・従業員では年齢が上がるにつれて稼働所得が減るが、週の就業時間は30時間以上を超える者が65歳以上で約7割に及ぶのに対して、パート、アルバイトでは年齢が上がっても稼働所得の分布に大きな変化はなく、また、週の就業時間が20時間以上の者は6割であることなどが確認された。

また、年金受給をしていない者がどのような者であるかについて、就労や所得の状況等について分析をした。

次に、年金受給をしていない者の総所得は200万円未満が6割を占めている一方で、1,000万円を超える所得がある者が約1割いることが分かった。具体的に最多所得項目の内訳を

みてみると、雇用・事業所得が最多所得項目となっている者と生活保護などのその他の社会保障給付が最多所得項目となっている者に二極化していることが分かった。

現行の公的年金の受給開始可能期間の下で、受給開始時期の選択を完了していると考えられる70歳の老齢年金受給権者について、繰下げ受給者の割合を確認すると、老齢厚生年金については1.3%、老齢基礎年金については1.2%に過ぎないが、今回の推計上は、受給権者の4分の1程度については、65歳時点では、非年金収入のみで、年金受給をしつつ享受している支出を賄うことができ、現実的に繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

この繰下げ可能割合は、現行の受給開始可能期間の上限である70歳にかけて大きく低下し、70歳時点で、就労収入のみで支出を賄うことができる者は13%、その他収入を含めた非年金収入全体で支出を賄うことができる者は17%となった。それ以上の年齢についても、高齢になるほど繰下げ可能者の割合は低下する傾向にあるが、70歳代を通して概ね1割程度が繰り下げ受給を選択しうるとの結果となった。

D. 考察

高齢期の就業は現役世代と比べて、雇用者の割合が小さく、雇用者の中でもパート・アルバイトの割合が大きいこと、正規の職員・

従業員であっても高齢期においては稼働所得、就業時間ともに年齢が上がるにつれて減少し、現役世代の就業と同視できないこと、雇人ありの自営業者や役員は各年齢階級における割合、稼働所得、週の実業時間ともに年齢による変化が小さいことが窺えた。加えて、高齢者の働く企業規模についての集計からは、高齢期の雇用においては零細企業の果たす役割が大きいことが確認された。

65歳以上70歳未満では、年金受給をしていない者の有業率が過半数を超えていたが、70歳以降では3割程度に落ち込んでいる。これについては、70歳未満の者は繰下げを念頭に裁定請求せずに働いている者が含まれていると考えられる。一方で、70歳以降の者については、年金受給資格期間を満たしていないため受給権がない者が含まれていると考えられる。

また、総所得が100万円未満である者の割合が年金受給をしていない者と年金受給をしている者との差異がないことから、その他の社会保障給付が年金受給をしていない者への生活保障になっていると考えられる。

また、年金の一部分のみを繰り下げることができる者を含めた、繰下げ利用可能者を試算したところ、現行の受給開始可能期間である60歳代後半においては、年金の一部でも繰下げ可能な者が概ね3/4を超え、70歳代においても半数を超えるとの結果となった。

E. 結論

2017年8月より受給資格期間が25年から10年に短縮されたことで、新たに64万人が年金を受給することが可能となっている。今回の分析では受給資格期間短縮実施前の調査である平成28年の国民生活基礎調査を用いて分析をしており、現在は年金受給をしていない者は減少していると考えられるが、新たに受給資格を得た者の年金受給額は少額であると考えられる。

公的年金制度は憲法25条により具体化された防貧制度であり、保険制度である。年金受給額が最低生活の保障をするものではないが、年金が高齢者の所得の多くを占めていることから年金水準がどのように推移していくのかについては人々の重大な関心事であるため、今後は年金水準についても議論の必要があると考える。

また、分析結果を踏まえると、繰下げ受給を現実的に選択可能な者は、実際の利用率に比して多く、制度の認知度の向上や年金受給に関する意識の変化があれば、現状より多くの者が繰下げ受給を選択するようになる可能性があり、こうした点は今後の年金機構等による制度の周知広報において留意されるべき点であろう。また、今後の制度改正において受給開始時期として選択可能になると想定される70歳以上の者の中にも、60代後半と比べると大きく減少するものの、繰下受給を選択可能な者が1割程度存在し、年金の一部を繰下げる

ことができる者も含めると一定の利用可能性は
あることも窺えた。

F. 健康危険情報
なし

G. 研究発表
1.論文発表
なし
2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし